

2 県協号外  
令和 3 年（2021 年）1 月 15 日

県内 N P O 法人代表者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

全県に「医療非常事態宣言」を発出したこと等に伴うメッセージの周知  
について（依頼）

年末年始以降、急速に感染が拡大しており、直近 1 週間（1 月 7 日～1 月 13 日）の新規陽性者数が 386 人まで増加しています。その中で、1 月 13 日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は 53.1%であり、また、重症者の受入可能病床数に対する入院者の割合は 14.6%となるなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。

全国でも感染が拡大し、緊急事態宣言が相次いで発出されている現状を踏まえると、本県においても、さらに感染が拡大していくリスクが高いと認められるため、全県に「医療非常事態宣言」を発出しました。

加えて、南信州圏域においては、11 月 24 日に感染警戒レベルをレベル 3 に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近 1 週間（1 月 7 日～1 月 13 日）の新規陽性者は南信州圏域で 34 人となっており、人口 10 万人当たり 22.02 人となっています。

これは、圏域の感染警戒レベルを 4 に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や感染経路不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められるため、同レベルを 4 に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出しました。

つきましては、別添のメッセージについて、御承知いただくとともに、引き続き、貴組織における感染防止対策に万全を期してください。

また、関連する情報は、県ホームページに掲載していますので参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

担 当	県民文化部県民協働課協働・N P O 係 保科千丈（課長） 菅沼 淳（担当）
電 話	026-235-7189（直通）
F A X	026-235-7258
E メール	kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

## 医療非常事態宣言

(1月14日から2月3日まで)

年末年始の人の動きにより、県内でも新型コロナウイルス感染症の陽性者が急激に増加し、感染リスクが高まっています。

他方で、医療の負荷が増大しており、早急に新規陽性者数を減少に転じさせなければ、救える命が救えなくなるおそれがあります。

そのため、県民の皆様には、次の3点について特にお願いいたします。

- 1 人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者及び基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控えてください。
- 2 感染拡大地域への訪問を極力控えてください。
- 3 大人数、長時間など感染リスクが高い会食（自宅や職場等も含む。）は控えてください。

第一線で新型コロナウイルスと闘い、私たちの命を守ってくださっている医療従事者の皆様に、深く敬意を表します。また、暮らしや事業活動に大きな影響を受けながらも、感染防止にご協力いただいているすべての皆様に改めて感謝申し上げます。

今がまさに、爆発的な感染拡大を防ぎ、大切な医療を守るための瀬戸際です。私たち一人ひとりが感染のリスクを減らすための行動を実践し、大切な命と暮らしを守っていきましょう。

皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

令和3年1月14日

長野県知事

阿部守一

## 全県に「医療非常事態宣言」を発出します

令和3年1月14日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 主旨

年末年始以降、急速に感染が拡大しており、直近1週間（1月7日～1月13日）の新規陽性者数が386人まで増加しています。その中で、1月13日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は53.1%であり、また、重症者の受入可能病床数に対する入院者の割合は14.6%となるなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。佐久圏域、松本圏域など新規陽性者の多い圏域の患者の受け入れは全県で対応していますが、入院調整も困難になっています。

また、全国で感染が拡大し、緊急事態宣言が相次いで発出されている現状を踏まえると、本県においても、さらに感染が拡大していくリスクが高いと認められます。そのため、**全県に「医療非常事態宣言」を発出し、対策を強化します。**

今がまさに爆発的な感染拡大を食い止められるかどうかの瀬戸際であるとの認識のもと、大切な命と社会を守るため、『「医療非常事態宣言」の発出を踏まえてのお願い』に沿った行動を切に願います。

### 2 県としての対策強化

県として実施する感染症対策を次のとおり強化し、感染拡大抑止に向けて、急所を押さえ、「早く、短く、狭く、強く」対策を実施してまいります。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、県の対策にご協力ください。

#### （1）保健所体制の強化

各地方部の行政職員5～10名に保健所への兼務発令を行い、保健所支援体制を増強するとともに、OJT研修を実施し、感染状況により行政職員も疫学調査の支援を行うことができる体制を構築します。

#### （2）療養体制の強化

患者受入医療機関に、従来からの確保病床である350床最大限活用することと、臨時的な運用を含めた50床の増床について協力を要請します。また、広域的な受入調整を行います。

重症者や重症化リスクの高い方などへの医療資源の集中を図るため、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設について、現在の3箇所に加え、新たな施設の早期の運用開始に取り組みます。

さらに、自宅療養者の増加に伴い、安心して療養できるよう、健康観察と生活支援の体制を強化します。

#### （3）ワクチンの円滑接種に向けた体制の整備

市町村における接種が円滑に行われるよう広域的調整及び専門的事項に係る相談対応を行うための体制を、関係機関の協力のもと整備します。

#### （4）県民・事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様には、県からの要請などにご協力をお願いします。

また、県としての要請について、市町村やメディアの皆様等にご協力いただき、積極的な広報を図ります。

これらの対策により、「**全県の感染警戒レベル3以下（1週間当たりの新規陽性者数102人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合25%未満**」を2月上旬までに実現できるよう県民の皆様のご協力をいただき、全力で取り組みます。

## 「医療非常事態宣言」の発出を踏まえてのお願い

令和3年1月14日時点

### 1 主旨

全県に対し「医療非常事態宣言」が発出されたことを踏まえ、2月3日までの間、県民の皆様に必要なこととお知らせいたします。

現在、地域によっては感染が広がっているため、自分と大切な方を守る行動をお願いします。

### 2 県民の皆様等への要請

#### (1) 基本的なお願い

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します（飛沫感染）。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることによって感染します（接触感染）。このことを踏まえて、改めて以下のとおり基本的な感染防止策の徹底についてお願いします。

#### ① 人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者及び基礎疾患のある方は不要不急の外出を控えてください（特措法第24条第9項）

人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者及び基礎疾患のある方等は、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除く不要不急の外出を控えてください。

（高齢者及び基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30以上）の方

#### ② 3密（密閉、密集、密接）の環境を回避してください

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件の環境で感染リスクが高まりますので、「3密」環境の回避をお願いします。

#### ③ マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底してください

マスク着用、手洗い又は手指の消毒について、意識しないで行うようになった今こそ、忘れてしまうことも増え注意が必要です。「短時間だから大丈夫」、「急いでいるから」といった気の緩みも生じがちですので、今一度、マスクの着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底をお願いします。

#### ④ 体調が悪い方は外出をしないでください

体調が悪い方は外出をしないようお願いします。

なお、発症日前後に人に感染させる可能性が高く、無症状でも人に感染させるおそれがあることにも十分注意願います。

## (2) 避けるべき場面に関するお願い

### ① 会食・茶飲み話等について

- 密な室内での大人数での飲食、長時間（概ね2時間超）に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。（自宅や職場等も含む。会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にいただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。）
- 普段会わない親戚、友人などとの間での会食、新年会、パーティーなどの会食、茶飲み話は特に注意をお願いします。

### ② 往來の自粛について（特措法第24条第9項）

- 感染拡大地域<sup>※1</sup>への訪問は、極力控えてください。受験やリモートによることが困難な仕事など、訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。また、感染拡大地域からの来訪者との接触については、慎重な行動をお願いします。
- 特定都道府県<sup>※2</sup>にお住まいの方は、当該都道府県の知事による要請に従って行動するとともに、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、不要不急の本県への訪問はなるべく控えてください。ご家族やご親戚の方が上記の区域にお住まいの場合は、大変ご心配のことと思いますが、連絡を取り合ってください、当該都道府県の知事による要請を踏まえて慎重に行動するようお願いしてください。
- 感染拡大地域と往來された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（首都圏、関西圏など）

※ 緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県（令和3年1月14日現在：栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）

### ③ 帰省や観光で本県にお越しになる方について

- 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、風邪症状がある、または、10日以内に症状があった方は帰省等を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応をお願いします。
- お住まいの都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえた行動をお願いします。
- 帰省された方から県内への感染も確認されております。普段会わない親しい親戚、友人との会食にご注意いただくとともに、一時的な滞在・同居、自動車の同乗にご注意をお願いします。

### ④ 高齢者や基礎疾患のある方等と同居されている方について

手で触れる共用部分の消毒や家庭内でもマスクを着用するなど高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方に感染を広げないよう慎重な行動をお願いします。

### (3) その他のお願い

#### ① 観光誘客・イベントについて

- 観光・宿泊施設等の観光事業者の皆様は、特定都道府県からの積極的な誘客は控えていただくようご協力をお願いします。
- 特定都道府県を含む全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様は、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するようお願いいたします。また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を行うようご協力をお願いします。

#### ② 陽性者、医療従事者等の人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があるもので、皆さんご自身も例外ではありません。

このことを踏まえて、患者・陽性者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

現在県内では、39 の医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていただいております。また、特定の地域の飲食店の皆様には営業時間の短縮要請を受け入れていただいております。

昨年からの、すべての県民が新型コロナウイルス克服のため辛抱していただいている状況ですが、それは、すべて私たちの命と健康を守るためです。

当面の目標である「**全県の感染警戒レベル 3 以下（1 週間当たりの新規陽性者数 102 人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合 25%未満**」を県民の皆様と目指し、この目標を達成できれば、徐々に社会経済活動を動かしていきます。

極力短期間で目標の達成が実現できるよう、県として全力を尽くしますので、県民一丸となって、一日も早く元気な長野県を取り戻しましょう。

# 南信州圏域に「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出します

令和3年1月14日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1 趣旨

南信州圏域においては、11月24日に感染警戒レベルをレベル3に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近1週間（1月7日～1月13日）の新規陽性者は南信州圏域で34人となっており、人口10万人当たり22.02人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や感染経路不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められます。

したがって、南信州圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出します。

## 2 県民及び事業者の皆様へのお願い

南信州圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、「医療非常事態宣言」の発出を踏まえてのお願いを遵守してください。

## 3 南信州圏域における県の対策強化について

南信州圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。南信州圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力ください。

(なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)第5条に基づく感染症対策として実施するものです。)

(事業者の皆様へのお願い)

- ① 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
- ② オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底をお願いします  
(クラスター対策の徹底)
- ③ クラスター対策のさらなる徹底を行います

- ① 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

南信州圏域の事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

- ② オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底をお願いします

職場においては、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底してください。

事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている従業員数が通常より少なくなるよう努めてください。

### ③ クラスタ対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施します。

また、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を機動的に派遣するほか、迅速に入院・入所が進むよう取り組み、そのために必要が生じた場合は、南信州圏域に他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

(参考)

#### 感染警戒レベル5の市町 5市町

小諸市、佐久市、軽井沢町、  
御代田町（佐久圏域）、  
松本市（松本圏域）

#### 感染警戒レベル4の圏域 5圏域

佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、  
南信州圏域、松本圏域

#### 感染警戒レベル3の圏域 5圏域

上伊那圏域、木曾圏域、  
北アルプス圏域、長野圏域、  
北信圏域

■ …… 感染警戒レベル5の市町

■ …… 感染警戒レベル4の圏域

■ …… 感染警戒レベル3の圏域

